

○職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規程第 8 号)

改正 平成 16 年 2 月 1 日平成 16 年規程第 3 号	平成 16 年 4 月 1 日平成 16 年規程第 8 号	平成 16 年 10 月 29 日平成 16 年規程第 14 号
平成 17 年 10 月 25 日平成 17 年規程第 29 号	平成 17 年 11 月 30 日平成 17 年規程第 32 号	平成 18 年 6 月 14 日平成 18 年規程第 12 号
平成 18 年 9 月 27 日平成 18 年規程第 15 号	平成 19 年 3 月 28 日平成 19 年規程第 6 号	平成 19 年 9 月 19 日平成 19 年規程第 23 号
平成 19 年 11 月 28 日平成 19 年規程第 34 号	平成 20 年 3 月 12 日平成 20 年規程第 5 号	平成 21 年 11 月 25 日平成 21 年規程第 34 号
平成 21 年 12 月 25 日平成 21 年規程第 37 号	平成 22 年 3 月 25 日平成 22 年規程第 9 号	平成 22 年 6 月 23 日平成 22 年規程第 16 号
平成 22 年 11 月 30 日平成 22 年規程第 27 号	平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規程第 6 号	平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規程第 6 号
平成 24 年 8 月 29 日平成 24 年規程第 20 号	平成 24 年 11 月 28 日平成 24 年規程第 22 号	平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規程第 9 号
平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規程第 34 号	平成 26 年 11 月 28 日平成 26 年規程第 37 号	平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 14 号
平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規程第 5 号	平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規程第 17 号	平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規程第 30 号
平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規程第 34 号	平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規程第 7 号	平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規程第 1 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規程第 8 号	平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規程第 28 号	平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規程第 11 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)

第 2 章 給与

第 1 節 本給(第 11 条—第 18 条)

第 2 節 手当(第 19 条—第 32 条)

第 3 章 給与の特例(第 33 条—第 37 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)職員(就業規程(平成 15 年規程第 6 号)第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。)の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 本給
- (2) 手当
 - 超過勤務手当
 - 役職手当
 - 地域調整手当
 - 広域異動手当
 - 扶養手当
 - 通勤手当
 - 住居手当
 - 寒冷地手当
 - 単身赴任手当
 - 期末手当

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときはこれに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の同意により、職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月17日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日(前項のただし書により別に定める日を含む。)において当月1日から当月末日までの本給、役職手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、通勤手当(ただし、第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、住居手当、寒冷地手当(ただし、寒冷地手当の支給に関する達(平成15年達第25号)第2条に規定する基準日の属する月に限る。)及び単身赴任手当並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 職員が給与の支給定日以後に採用されたとき並びに本給、役職手当、地域調整手当、広域異動手当及び通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

4 職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。

(非常時払)

第6条 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途において採用、退職、休職、復職、役職の異動、その他異動があったときの当該月の本給、役職手当、地域調整手当及び広域異動手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、この限りでない。

(給与の日額)

第8条 この規程により職員に支給される本給、役職手当、地域調整手当及び広域異動手当の日額は、それぞれの額を当該月の日数から就業規程に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、本給及び諸手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)の月額合計額を就業規程に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

第10条 この規程の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数のあるときは、その端数金額を切捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

第11条 職員の本給は月額とし、級別本給表(別表第1)に定める等級・号給により支給する。

2 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する。

(初任給の基準)

第12条 新たに採用した職員の初任給の基準は、別表第2に定めるところによる。ただし、新たに採用した職員がその職務について必要な学歴、知識経験をその職務の最低限度必要とする資格を超えて有し、かつ、内部の職員との不均衡を生じるときは、上位の号給に決定することができる。

2 採用にあたり、この規程に規定する資格を有する職員がなく、かつ、ただちにその者を採用しないと業務の運営に支障をきたすおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその等級・号給を決定することができる。

(昇格及び降格)

第13条 職員の昇格は、級別資格基準表(別表第3)に掲げる昇格必要経過年数又は昇格必要在級年数に達し上位の等級の職務について十分な能力があり、かつ、勤務成績が良好なものについて行う。

2 機構は、勤怠、勤務成績、健康状態等により職員を下位の等級の職務に降格することができる。

3 前2項に規定するほか、昇格及び降格の取扱いについては、別に定める。

(昇給)

第14条 職員の昇給は、4月1日から翌年の3月31日までの期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号給とすることを標準として、1号給から6号給の範囲内において上位の号給に昇給させることができる。
- 3 55歳を超える職員については、前項中「4号給」とあるのは「2号給」と、「1号給から6号給」とあるのは「1号給から3号給」と、それぞれ読み替えて適用する。
(昇給の時期)

第15条 職員の昇給の時期は、原則として7月1日とする。
(業務上の功績等による昇給)

第16条 勤務成績が良好である職員が次の各号に該当するときは、別に定める基準により昇給させることができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績のあったとき。
 - (2) 機構のすすめにより退職するとき。
 - (3) 20年以上勤務して退職するとき。
- 2 前項に定める昇給の時期は、同項第1号に該当するときは別に定める日とし、同項第2号及び第3号に該当するときは、その者の退職の日とする。

第17条 削除
(等級・号給調整)

第18条 現に職員である者が、上位の等級又は号給の額を初任給として受けるべき資格を取得したとき、復職したとき及び格付け基準等を変更したときは、別に定める基準により等級・号給の調整をすることができる。

第2節 手当
(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当は、就業規程第11条の規定により、同規程第8条の所定勤務時間外及び同規程第10条の休日において勤務を命ぜられた職員に対しその勤務時間1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125
 - (2) 休日における勤務 100分の135
- 2 所定勤務時間外及び休日における勤務(就業規程第10条第3項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員に対し、その60時間を超えて勤務した全時間について、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項に規定する所定勤務時間外に勤務した時間について、1時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の1日から末日までの和を求め、さらにその和に1時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1分以上30分未満は0時間

30分以上60分未満は1時間

(役職手当)

第20条 役職手当は、部長、室長、次長、課長及びこれらと同等と認められる別に定める職員に対して、その職員の本給の額に100分の20以内を乗じて得た額を支給する。

2 前項に定めるものの他、本部の課長代理及び副調査役の職にあるもの(別に定める者に限る。)に対して、その職員の本給の額に100分の8以内を乗じて得た額を支給する。

3 第1項の規定による額が、役員報酬規程(平成15年規程第7号)第3条に規定する常勤役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に106分の100以内で別に定める割合を乗じて得た額から職員が受ける本給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の月額は、第1項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない別に定める額とする。

4 第19条の規定は、第1項に規定する職にある職員については、適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

第21条 削除

(地域調整手当)

第22条 地域調整手当は、別に定める支給地域に在勤する職員に対し、その職員が受けるべき本給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額(以下「算定基礎額」という。)に支給地域に応じて100分の6.7以内を乗じて得た額を支給する。

(地域調整手当の異動保障等)

第23条 第22条に該当する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域調整手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合(以下「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が同条に掲げる地域以外であるときは、当該職員には第22条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、算定基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

2 前項に該当する職員が、当該異動の日から2年を経過するまでの間に在勤する地域を異にして異動(以下「再異動」という。)した場合(これらの職員が当該再異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。)であつて、当該再異動の前日の支給割合より地域調整手当の支給割合の低い地域に異動する場合、又は第22条に掲げる地域以外に異動する場合は、当該事由が生じた日(以下この項において「事由発生日」という。)から起算して2年を経過するまでの間(前項の規定による地域調整手当を支給さ

れる期間及び事由発生日前の異動に係るこの項の規定による地域調整手当を支給される期間を除く。)、第22条の規定にかかわらず、事由発生日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合(以下この項において「事由発生日の前日の支給割合」という。)による地域調整手当を支給する。この場合、算定基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域調整手当を支給する。

(1) 事由発生日から同日以後1年を経過する日までの期間

事由発生日の前日の支給割合(前項の異動の日又は再異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、改正前の支給割合による地域調整手当。次号において同じ。)

(2) 事由発生日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

事由発生日の前日の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 国家公務員等であった者が、引き続き職員となった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該職員に対して第1項の規定に準じて地域調整手当を支給する。

(1) 職員となった日(以下この項において「適用日」という。)の前日に常時勤務に服する者として別に定める地域において勤務していた者であること

(2) 人事交流により職員となった者であること

(3) 適用日の前日に職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった地域に異動したものとした場合に、第1項に規定する地域調整手当の支給要件を具備する者であること

(広域異動手当)

第24条 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この条において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この条において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の6.7

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が、当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等であつた者その他の別に定める者から引き続き本給表の適用を受ける職員となつた者(任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が第22条及び第23条の規定により地域調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。ただし、機構以外の機関の扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者及び年間130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者(別に定める者を除く。)は、扶養親族とすることができない。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族 6,500円(級別本給表(別表第1)1級の適用者においては、3,500円)
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 10,000円
 - (3) 前項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族 6,500円(級別本給表(別表第1)1級の適用者においては、3,500円)
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶

養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を人財部に届け出て認定を受けなければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第26条 削除

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員
2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員

31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項に掲げる職員で、当該異動又は事務所移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給期間につき、20,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 8 前各項に規定する通勤手当の額の算定方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(住宅管理規則(平成15年規則第67号)の規定により宿舍を貸与され使用料を支払っている職員並びに公務員宿舍等に入居している職員を除く。)
 - (2) 第30条1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(住宅管理規則の規定による機構が貸与する宿舍及び公務員宿舍等並びにその他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員
次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員
前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(寒冷地手当)

第29条 寒冷地手当は、別に定める地域に在勤する職員に対し、国家公務員の例に準じ、支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(単身赴任手当)

第30条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い住居を移転し父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き級別本給表の適用を受ける職員となりこれに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定する別に定める事項及び単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じ定めるものとする。

第31条 削除

(期末手当)

第32条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職又は死亡した職員にあっては退職又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給与の月額(第20条第2項に規定する役職手当の支給を受ける職員にあっては、受けるべき給与の月額から当該役職手当の月額を除いた額。また、次の各号に掲げる職にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額)を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額(以下「標準額」という。)にその者の勤務成績、在職期間等を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。
 - (1) 部長、次長及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の19以内
 - (2) 課長及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の12以内
- 3 前項の期末手当の額に、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給の月額及びこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額

に乗じて得た額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額(以下「加算額」という。)を加算する。

- (1) 部長、次長及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の20以内
 - (2) 課長及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の15以内
 - (3) 課長代理及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の10以内
 - (4) 係長及びこれと同等と認められる職で理事長の指定するもの
100分の5以内
- 4 第1項の職員のうち別に定める者の期末手当に係る在職期間の通算等に関し必要な事項については別に定める。
- 5 第2項及び第3項の場合において期末手当の額の総額は、職員がそれぞれ基準日現在(退職又は死亡した職員については、退職又は死亡した日現在)において受けるべき標準額及び加算額の総額を超えない範囲とする。

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第33条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から3ヵ年給与の全額を支給する。その他の負傷又は疾病により欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、原則として無給とする。ただし、次の各号のいずれかの場合及び結核性疾患の場合にあつては欠勤を始めた日から1ヵ年、その他の場合にあつては欠勤を始めた日から6ヵ月をそれぞれ上限として、本給、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当の全額を支給する。

- (1) 就業規程第19条第1項に該当する場合
 - (2) 就業規程第19条第2項に該当し、入院が必要な場合
 - (3) 欠勤開始時点で年次休暇を保有していない場合
 - (4) 欠勤開始時点で年次休暇を保有しているが、継続する欠勤期間が欠勤開始時点での年次休暇保有日数を超えた場合(この場合において、本文の「欠勤を始めた日」とは、継続する欠勤期間の途中に欠勤開始時点での年次休暇の保有日数を超えた日をいうものとする。)
- 2 前項以外のやむを得ない事由による欠勤者(就業規程第18条の規定による欠勤の届出がなかった場合を除く。)に対する給与は、欠勤を始めた日から1ヵ月、本給、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給し、その欠勤が引き続き1ヵ月を超えるときは、その1ヵ月を超えた日から当該欠勤の継続する間、本給、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当及び住居手当の半額を支給する。
- 3 就業規程第19条第4項の定めに反して欠勤期間中に療養に専念しなかった場合又は就業規程第20条に該当する場合、その勤務しない日又は時間について第8条及び第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。
- (介護休業等期間中の職員の給与等)

第 34 条 就業規程第 44 条の 2 の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第 9 条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の職員の給与等については介護休業等に関する細則(平成 15 年細則第 6 号)に定めるところによる。

(休職者の給与)

第 35 条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた職員に対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

2 就業規程第 41 条の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当についてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じた額(ただし、第 3 号については寒冷地手当を除く。)を支給する。

(1) 就業規程第 41 条第 1 号の事由により休職を命ぜられたときは、100 分の 80

(2) 就業規程第 41 条第 2 号の事由(業務上又は通勤による傷病を事由とする場合を除く。)により休職を命ぜられたときは、当該休職期間が 1 ヶ年までは 100 分の 80、当該休職期間が 1 ヶ年を超える期間については、100 分の 60

(3) 就業規程第 41 条第 3 号の事由により休職を命ぜられたときは、100 分の 60

3 就業規程第 41 条第 1 号又は第 2 号の規定により、休職(業務上又は通勤による傷病を事由とする休職を除く。)を命じられた職員に対する就業規程第 42 条第 1 項ただし書の規定により延長された期間中の給与は、本給、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当につき 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

4 就業規程第 41 条第 4 号の規定により休職を命じられた職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

(育児休業等をする職員の給与等)

第 36 条 育児休業者に対する給与は、当該育児休業の期間中支給しない。

2 第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 育児休業者が職務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給の額を調整することができる。

4 職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

5 前各号に定めるものの他、育児休業者等の給与等の取扱については別に定める。

(配偶者同行休業をする職員の給与等)

第 37 条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱については配偶者同行休業に関する細則(平成 26 年細則第 31 号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 機構の設立の際、科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、事業団の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成15年10月1日から平成16年3月31日の間に、本規程が給与の額について改正された場合は、平成15年9月30日以前に事業団に在職していた職員の給与の額についても、科学技術振興事業団給与規程(平成8年規程第7号)の従前の例及び他の法人の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額(以下「改正後の給与」という。)と平成15年9月30日以前に支払われた給与の額との調整を行うものとする。
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 平成11年4月1日(以下この項において「基準日」という。)前から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員については、本規程第14条第2項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、採用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の別に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として別に定める職員についても、同様とする。
(初任給に関する暫定措置)
- 5 大学卒業試験採用職員のうち、5級1号を受ける者の本給の月額は、当分の間本規程別表第1にかかわらず、「191,800円」とする。

附 則(平成16年2月1日平成16年規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年2月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)第23条第1項及び第2項、第27条第2項及び第3項並びに附則第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
(特別都市手当に関する経過措置)
- 2 改正前の職員給与規程第23条の規定の適用を受けている職員に対する新規程第23条の適用については、同条第1項中「場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは、「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「から2年を経過する」とあるのは、「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「場合(これらの職員が当該再異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「2年を経過する」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月期々末手当支給の際に留保した0.3月に相当する額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた差額については、平成16年2月の給与支給定日に精算する。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、精算を行わない。
 - (1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年2月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、役職手当、情報手当、特別都市手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当(第30条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月及び12月に支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額(初任給に関する暫定措置)
- 4 大学卒業試験採用職員のうち、5級1号を受ける者の本給の月額は、当分の間本規程別表第1にかかわらず、「190,600円」とする。

附 則(平成16年4月1日平成16年規程第8号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月29日平成16年規程第14号)

この規程は、平成16年10月29日から施行する。

附 則(平成17年10月25日平成17年規程第29号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日平成17年規程第32号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第32条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第30条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日

までの期間において在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則(平成 18 年 6 月 14 日平成 18 年規程第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 平成 18 年 6 月 30 日までの休日勤務に係る管理職特別勤務手当の取扱いについては、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日平成 18 年規程第 15 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日平成 19 年規程第 6 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び第 16 条の改正規定並びに第 17 条を削除する改正規定並びに第 34 条及び第 36 条の改正規定は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(本給に関する経過措置)

- 2 平成 19 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(職員給与規程(平成 21 年規程第 34 号。以下この項において「平成 21 年改正規程」という。)の施行の日において、平成 21 年改正規程附則第 2 項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該本給月額に 100 分の 97.41 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。また、平成 21 年改正規程附則第 2 項に規定する減額改定対象職員である者のうち、職員給与規程(平成 30 年規程第 28 号)の施行により、本給月額の引き上げがあったものについては、この項に記載する「100 分の 97.41」を「100 分の 98.12」と読み替える。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程(平成 22 年規程第 27 号)附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 3 基準日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 附則第 2 項及び第 3 項の規定による本給を支給される職員に関する職員給与規程第 32 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成 19 年 3 月 28 日規程第 6 号附則第 2 項及び第 3 項の規定による本給の額との合計額」と読み替えるものとする。

(昇給に関する暫定措置)

- 5 別に定める日までの間、第14条中「1号給から6号給の範囲内」とあるのは、「1号給から5号給の範囲内」と読み替えるものとする。

(号給の切替え)

- 6 平成19年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員の切替日における号給は、休職等により勤務していない職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及び旧号給を受けていた期間(人事交流等による期間を含む。以下「経過期間」という。次項において同じ。)に応じて次表に定める号給を旧号給に加えた号給とする。

経過期間	号給
3月未満	0
3月以上6月未満	1
6月以上9月未満	2
9月以上12月未満	3
12月以上	4

- 7 基準日以後に新たに職員になった者で、切替日までに昇給していない者のうち経験年数等を有する期間がある者の号給の切替えは、前項に準じて取り扱うことができる。ただし、休職等のため勤務していないことにより昇給していない場合については、別に定める。
- 8 切替日において55歳を超える職員の切替については、第6項に掲げる号給の2分の1を基準として、別に定める。

(初任給調整手当に関する経過措置)

- 9 基準日の前日に初任給調整手当を支給されていた職員については、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第24条の規定による初任給調整手当を支給する。
- 10 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員に係る日割計算その他の取扱については、改正前の規程第5条、第7条、第8条、第9条、第19条、第22条及び第32条の例による。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 11 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第24条の規定は、平成16年4月2日から基準日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成19年9月19日平成19年規程第23号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年11月28日平成19年規程第34号)

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(平成20年3月12日平成20年規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 25 日平成 21 年規程第 34 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって、職務の等級・号給が 6 級 1 号から 41 号まで又は 5 級 1 号から 8 号までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、役職手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第 30 条第 2 項に定める額。ただし、加算額を除く。)の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則(平成 21 年 12 月 25 日平成 21 年規程第 37 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日平成 22 年規程第 9 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 23 日平成 22 年規程第 16 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に広域異動手当を支給されていた職員については、なお従前の例による。ただし、当該職員のうち、この規程の施行後に当該支給に係る異動又は移転の日から 3 年を経過する日までの間の異動又は移転により、更に広域異動手当が支給されるものについては、改正後の規定を適用する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日平成 22 年規程第 27 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」と

いう。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて、職務の等級・号給が次表に掲げるものであるもの(改正後の職員給与規程附則第 4 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項の適用を受けない職員に限る)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者にあつては、その減額改定対象職員となつた日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、役職手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第 30 条第 2 項に定める額。ただし、加算額を除く。)の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、本給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号給
6 級	1 号から 73 号まで
5 級	1 号から 89 号まで
4 級	1 号から 79 号まで
3 級	1 号から 37 号まで
2 級	1 号から 27 号まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

- 3 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において、国家公務員等であつた者から引き続き人事交流等により級別本給表の適用を受ける職員となつた者における前項各号の取扱いについては、その者が同年 4 月 1 日に機構の職員として在籍していたものとみなして適用する。

(50 歳代後半層の職員の給与の抑制措置)

- 4 施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、その職務の級が 2 級以上である職員(以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が職員給与規程第 33 条第 2 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に 100 の 1.5 を乗じて得た額
- (2) 地域調整手当 当該特定職員の本給月額に対する地域調整手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額

- (4) 役職手当 当該特定職員の本給月額に対する役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 職員給与規程第35条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第35条第1項 前各号に定める額
- イ 第35条第2項 第1号から第3号までに定める額に第35条第2項各号に定める割合を乗じて得た額
- ウ 第35条第3項 第1号から第3号までに定める額に第35条第3項に定める割合を乗じて得た額
- (6) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(職員給与規程第32条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額(同条第2項各号の適用を受ける職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乘じて得た額を加算した額))に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
- 5 前項により給与が減ぜられて支給される職員についての職員給与規程第20条第4項、第33条第3項、第34条第1項及び第36条第4項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額を就業規程に定める勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- (平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「職員給与規程(平成22年規程第27号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは、「同日後」とする。

附 則(平成23年3月28日平成23年規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成24年規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月29日平成24年規程第20号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- (平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 職務の級が3級から6級までの職員の平成24年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第32条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この

項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日(同月 2 日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって、職務の等級・号給が次表に掲げるものであるもの(職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、役職手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第 30 条第 2 項に定める額。ただし、加算額を除く。)の月額(職員給与規程(平成 22 年規程第 27 号)附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号給
6 級	1 号から 73 号まで
5 級	1 号から 89 号まで
4 級	1 号から 71 号まで
3 級	1 号から 29 号まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに平成 24 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 3 平成 23 年 4 月 1 日から施行日までの間において、国家公務員等であつた者から引き続き人事交流等により別表の適用を受ける職員となった者における前項各号の取扱いについては、その者が同年 4 月 1 日に機構の職員として在籍していたものとみなして適用する。

附 則(平成 24 年 11 月 28 日平成 24 年規程第 22 号)

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規程第 9 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規程第 34 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 28 日平成 26 年規程第 37 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(給与差額の支給)
- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、職員退職金支給規程(平成 15 年規程第 10 号)第 9 条第 2 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職したものに対して、平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の職員給与規程による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額は、平成 27 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(本給に関する経過措置)
- 2 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員において、その者の受ける本給月額が改正前の本給に達しない者には、本給月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程(平成 22 年規程第 27 号)附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として、平成 30 年 3 月 31 日までの間支給する。
- 3 前項に該当する者のうち、職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項の規定による差額の支給対象となる者については、当該差額は平成 30 年 3 月 31 日までの間、支給しない。

附 則(平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 17 日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(給与差額の支給)
- 2 この規程の施行日に在籍する職員及び平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、職員退職金支給規程(平成 15 年規程第 10 号)第 9 条第 2 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与(職員給与規程(平成 27 年規程第 14 号)附則第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の職員給与規程による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。
(給与差額の支給日)
- 3 給与差額は、平成 28 年 3 月 17 日に支給する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規程第 17 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規程第 30 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規程第 34 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 8 日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する職員及び平成 28 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、職員退職金支給規程(平成 15 年規程第 10 号)第 9 条第 2 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、平成 28 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与(職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項及び職員給与規程(平成 27 年規程第 14 号)附則第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の職員給与規程による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 29 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規程第 7 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する職員及び平成 29 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、職員退職金支給規程(平成 15 年規程第 10 号)第 9 条第 2 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、平成 29 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与(職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項及び職員給与規程(平成 27 年規程第 14 号)附則第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の職員給与規程による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 30 年 3 月 16 日に支給する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規程第 8 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規程第 28 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する職員及び平成 30 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、職員退職金支給規程(平成 15 年規程第 10 号)第 9 条第 2 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、平成 30 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与(職員給与規程(平成 19 年規程第 6 号)附則第 2 項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、改正後の職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の職員給与規程による給与の額が内払いの額より大きい時は、その差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額のうち、期末手当に相当する分については平成 30 年 12 月 10 日に支給し、その他の分については平成 30 年 12 月 17 日に支給する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規程第 11 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

級別本給表

平成 30 年 4 月 1 日適用

級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	432,400	333,200	314,500	223,900	203,600	161,700
2	434,900	335,700	316,800	226,500	206,200	163,500
3	437,500	338,300	319,100	229,100	208,800	165,300
4	440,100	340,900	321,500	231,800	211,400	167,100
5	442,600	343,500	324,000	234,500	214,000	168,900
6	445,400	346,000	326,400	237,100	216,500	170,800
7	448,100	348,500	328,600	239,700	219,000	172,700
8	451,000	350,900	330,800	242,100	221,500	174,600
9	454,000	353,300	333,200	244,600	223,900	176,500
10	456,700	355,500	335,700	247,100	226,500	178,400
11	459,500	357,700	338,200	249,600	229,100	180,200
12	462,300	359,700	340,900	252,100	231,800	182,100
13	464,900	361,700	343,500	254,700	234,500	184,100

14	467,300	363,800	345,700	257,200	237,100	186,000
15	470,000	366,000	347,900	259,800	239,600	187,900
16	472,600	368,000	349,800	262,400	242,100	189,800
17	475,300	370,100	351,700	265,000	244,600	191,800
18	477,900	372,300	353,800	267,600	247,100	193,700
19	480,500	374,600	356,000	270,000	249,600	195,700
20	483,000	376,800	358,000	272,400	252,100	197,600
21	485,500	379,000	360,000	274,800	254,700	199,600
22	488,200	381,200	362,000	277,200	257,100	201,500
23	490,900	383,700	364,100	279,300	259,400	203,500
24	493,500	386,000	366,300	281,700	261,500	205,500
25	496,400	388,400	368,400	284,000	263,600	207,500
26	498,800	390,800	370,500	286,200	265,500	209,400
27	501,100	393,200	372,700	288,400	267,600	211,300
28	503,500	395,400	375,100	290,700	269,500	213,200
29	505,900	397,900	377,300	293,100	271,300	215,100
30	509,200	400,400	379,500	295,700	273,000	217,000
31	512,500	402,800	381,600	298,300	274,700	218,900
32	515,800	405,200	383,600	300,900	276,400	220,800
33	519,000	407,400	385,600	303,500	278,100	222,700
34	522,000	409,800	387,700	306,100	279,800	224,500
35	525,000	412,400	389,800	308,700	281,500	226,300
36	528,000	414,900	391,700	311,300	283,200	228,100
37	530,900	417,200	393,700	313,900	285,000	229,900
38	533,600	419,500	395,700	316,200	286,700	231,300
39	536,300	421,900	397,900	318,500	288,400	232,700
40	538,900	424,300	399,700	320,900	290,100	234,000
41	541,600	426,800	402,000	323,200	291,800	235,400
42	544,200	429,300	404,300	325,500	293,500	236,600
43	546,800	431,600	406,500	327,600	295,300	237,900
44	549,300	434,000	408,200	329,700	297,100	239,100
45	551,800	436,300	410,400	331,800	298,900	240,500
46	554,400	438,600	412,400	334,300	300,600	241,600
47	557,000	441,000	414,600	336,600	302,300	242,800
48	559,600	443,100	416,600	338,900	304,000	243,900
49	562,200	445,400	418,900	340,900	305,700	245,100
50		447,600	420,900	342,900	307,400	246,000
51		449,700	423,200	344,900	309,100	247,100
52		451,800	425,200	346,600	310,800	248,200
53		454,000	427,300	348,500	312,400	249,400
54		456,000	429,300	350,300	313,900	250,400
55		457,900	431,500	352,100	315,500	251,500

56		459,900	433,400	353,800	317,100	252,400
57		462,000	435,400	355,400	318,500	253,300
58		463,900	437,100	357,200	319,900	254,300
59		465,700	439,000	359,000	321,200	255,400
60		467,600	440,900	360,800	322,600	256,400
61		469,500	442,800	362,500	323,900	257,500
62		471,600	444,700	364,300	325,300	258,500
63		473,500	446,600	366,100	326,700	259,600
64		475,300	448,400	367,900	328,000	260,600
65		477,200	450,200	369,600	329,200	261,700
66		478,900	451,700	371,300	330,300	262,700
67		480,500	453,500	373,000	331,300	263,800
68		481,900	455,100	374,800	332,500	264,800
69		483,400	456,800	376,400	333,600	265,900
70		484,400	458,400	378,100	334,700	266,800
71		485,700	459,900	379,700	335,700	267,800
72		487,100	461,500	381,300	336,800	268,700
73		488,600	463,200	382,700	337,800	269,700
74		489,900	464,600	384,300	338,800	
75		491,200	466,000	385,800	339,800	
76		492,500	467,400	387,400	340,900	
77		493,800	469,200	388,800	341,900	
78		494,900	470,500	390,400	342,900	
79		496,100	471,600	391,900	343,900	
80		497,200	472,900	393,400	344,900	
81		498,400	474,100	394,800	345,900	
82		499,400	475,200	396,200	347,000	
83		500,400	476,300	397,500	348,000	
84		501,400	477,500	398,900	349,100	
85		502,400	478,400	400,100	350,100	
86			479,500	401,400	351,100	
87			480,500	402,600	352,000	
88			481,500	403,900	352,900	
89			482,300	405,100	353,700	
90			483,100	406,300		
91			483,900	407,500		
92			484,800	408,600		
93			485,700	409,800		
94			486,600	411,000		
95			487,500	412,100		
96			488,300	413,300		
97			489,000	414,500		

98				415,600		
99				416,600		
100				417,700		
101				418,800		
102				419,800		
103				420,800		
104				421,800		
105				422,800		

備考 5等級1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で本規程第12条第1項の規定に基づき、同規程別表2に定める初任給基準表の学歴免許等の資格欄の「大学卒」の区分を適用してその受ける号給を決定されたものの本給月額は、この表の額にかかわらず、200,800円とする。

別表第2

初任給基準表

学歴免許等の資格	初任給
大学卒	5級 1号
短大卒	6級 11号
高校卒	6級 1号

別表第3

事務技術系統職員級別資格基準表

(適用範囲)

情報調査等の技術職員及び一般事務職員

学歴免許／等級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
大学卒		3	8	別に定める		
		3	11			
短大卒	3	3	8	別に定める		
		6	14			
高校卒	6	3	9	別に定める		
		9	18			

注 上段の数字は、1級上位の級に昇格するのに必要な経験年数、下段の数字は学歴取得後の経験年数を示す。

職員の勤務成績が特に優秀である場合においては、上記の経験年数の8割以上、10割未満の年数を以て必要経験年数とすることができる。